

校
報

誕生寺NOW!

岡山県立誕生寺支援学校

学校URL

<http://www.tanjoji.okayama-c.ed.jp/>

寄宿舎の様子を紹介します！

新型コロナウイルス感染症の影響で、例年どおりの行事ができなかったり、日課を変更したりしていますが、三密に気を付けながら楽しく元気に過ごしています。今回は12月に行われたおやつパーティの様子と1月の生活の様子を紹介します。



おやつパーティ
各階ごとにケーキやチキンを食べました。サンタクロースの登場に大盛り上がりでした。



1月の様子



今年も寄宿舎玄関に
寄宿舎神社が登場しました



書初めや凧揚げやカルタなど
正月遊びをしました。



【裏面に続きます】

今月の進路情報について

医療機関とのつながり —移行に向けて—

先日、A高で進路説明会を行いました。お忙しい中、たくさんのご参加ありがとうございました。高2（生産コース）の進路説明会では「障害福祉サービス」の話をしました。高3の進路説明会では「障害基礎年金」の話をしました。

どちらの話でも、医療機関とのつながりの大切さに触れました。障害福祉サービスの利用には「医師の意見書」が必要な場合があります。一方、障害基礎年金の申請には全員「医師の診断書」が必要です。保護者の方からよく問い合わせをいただくのが、この「意見書」と「診断書」の違いです。私自身よく混同してしまいそうになります。そこで、今回と次回のNOW!は、「意見書」と「診断書」についてポイントを整理してみようと思います。

「医師の意見書」【主たる障害が知的障害の場合】

進路先が福祉サービスの場合、12月頃に市町村の福祉課で申請をしていただきます。申請の前後に本人の実態に関する聞き取りがあります。審査会にかけられた後、受給者証が発行されます。放課後等デイサービスやショートステイの手続きも同じような流れなので、利用したことがある方はイメージしやすいと思います。

福祉サービスのうち「生活介護」や「施設入所」を希望する場合は、「障害支援区分」の認定が必要です。区分認定と呼ぶことが多いです。グループホームの利用にも区分が必要な場合があります。（市町村や事業所によって異なるようですが、今のところ本校の卒業生は区分認定を受けています。）

区分認定には「医師の意見書」が必要です。それまでかかりつけの医療機関がなかった方も、進路先が生活介護や施設入所の場合には、精神科等のDr.に意見書を書いてもらわないといけません。なお、精神科や心療内科でなくても構いませんが、意見書を書いたことがないDr.の場合、戸惑ったり断られたりすることがあるかもしれません。（医療機関への正式な依頼や用紙の送付は市町村が行います。）

生活介護（通所）の利用には「区分3以上」、生活介護＋施設入所の利用には「区分4以上」が必要です。健康の森学園や吉備の里なでしこなどの自立訓練＋施設入所の場合は、区分は出してもらいますが数値の規定はありません。

次回は「医師の診断書」について紹介します。

3月の主な予定

- 3日（水）卒業を祝う会（A中）、ALT来校（A高）
- 9日（火）6年生を送る会（A小）、卒業式（弓削校地） *SB通常
- 10日（水）参観・懇談週間（A高 ～16日）
- 12日（金）卒業式（誕生寺校地） *SB通常
- 17日（水）ALT来校（B部門）
- 23日（火）修了式（両校地） *SB通常
- ※24日（水）～4月7日（水） 春休み

